

こんな制度をご存じですか？

身体障害者用自動車改造費助成事業

この事業は、重度の身体障害者が就労などに伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造のための経費の一部を市が助成する事業です。

助成対象となる方

次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 市内に住民登録のある方
- 身体障害者手帳の交付を受けている重度の肢体不自由者（1・2級）
- 就労などに伴い、自らが所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方
- 前年の所得金額（各種所得控除後の額）が一定額を超えない方
※世帯の状況により所得限度額が異なります。



助成額

操行装置及び駆動装置等の改造費用のうち 100,000 円以内

手続方法

助成金の交付を受けようとする方は、次の順に従って手続きが必要です。

1. 業者に改造を申し込む前に、次の3つの書類を市に提出し認定を受けます。

- 身体障害者用自動車改造費助成申請書
- 改造を行う業者の見積書
- 運転免許証



2. 市は、書類審査のうえ、助成対象者として認定します。



3. 市の認定後、自動車の改造をしたときは、次の3つの書類を市に提出し、助成金の交付申請をします。

- 身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書
- 改造を行った業者の領収書
- 改造申請後の車検証



4. 市は、書類審査のうえ、申請者に対して助成金を交付します。

